

支部からインボイス中止の声を！ 新たに制度の学習会！ 署名で業者の声を集めよう！

インボイス制度の危険性を伝えようと、各支部の活動が続いています。

扶桑支部が9月18日（土）に、江南中・東支部が11月7日（日）に、犬山支部が11月9日（火）に、宮田草井支部が11月11日（木）に、それぞれインボイス学習会を行いました。

4支部とも2回目の開催です。一人でも多くの人にインボイスについて知ってもらおうと、初回の学習会に来られなかった人にも声をかけて行ないました。

これから何もせず2年後を迎えてしまえば、多数の業者がインボイス制度によって営業の危機に陥ることになります。にもかかわらず民商の中でも、インボイスを知らない業者が多く残されています。

この制度は本当に危険だと、会内外のすべての業者に知らせ、全国的な反対運動を巻き起こしましょう。

民商は、業者の営業と生活を守るため「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」署名を集めています。



インボイス（適格請求書）制度とは

年売上1000万円以下の免税業者への発注分を、消費税計算で控除できなくする制度です。2年後の2023年10月から実施予定です。

免税業者は、消費税課税業者になって消費税の申告納税をするか、消費税分を値引きしなければ、課税業者との取引を失う恐れがあります。

課税業者も本則課税を選択している場合、免税業者との取引分は納付する消費税額が増えてしまいます。

インボイスの対象になるのは

建設業の一人親方、個人タクシー運転手、保険外交員、シルバー人材センター会員、道の駅に野菜を納めている農家、YouTubeなどの動画配信者、ウーバーイーツなどでの単発契約者、それ以外でも雇用契約でない就労形態で確定申告が必要な、すべての人が対象です。

自分が自営業者だと認識していない人も多く含まれており、免税業者は全て合わせると全国で500万者と推計されるそうです。財務省はこの内160万者がインボイス制以降は消費税の申告納税を行うと見込んでいます。

同時に、制度に対応できない業者が数十万から百万単位で廃業に追い込まれる恐れがあります。単純に経済の点から見ても、取引活動の激減で景気は冷え、制度により起業の困難が増え、全体の成長も抑制します。

何よりインボイス制度は税による生業の破壊です。人格権・生存権の侵害で許されません。

協力金を受けた飲食店のための学習会を行ないました！

今年は新型コロナの感染拡大の中で、営業時間の短縮・休業の要請対象となった飲食店が、数回にわたり協力金を受け取っています。

協力金は営業の補償ですが、雑収入として計上することになっています。結果として協力金を受けた飲食店は、所得が例年より上がってしまう可能性があるため、確定申告に向け早めの対策の学習会を行いました。

当日は尾北民商の各支部からは合計19人が参加し、来年2～3月に行う本年度の確定申告に向けての学習・相談活動を行ないました。



尾北民商は今年も自治体との懇談を行います！

江南市 11月22日(月) 11:00～12:00

大口町 12月16日(木) 13:30～14:30

岩倉市との日程も、決まり次第お伝えします。自治体への要望がある人は、最寄りの役員・事務局にご連絡ください。

尾北民商
ニュース

2021年
11月22日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390